2024年　　月　　日

東京電力エナジーパートナー株式会社　御中

ＢＧ加入卸電力販売募集関係資料請求書

貴社の2024年10月１日から2025年３月31日を受給期間とする小売電気事業者向けのＢＧ加入卸電力販売に関する募集について，別紙のとおり秘密保持に関する誓約をいたしますので，以下のとおり募集申込みに必要な資料のご送付をお願いいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 請求者 | 会 社 名　：代表者名 ：　　　　　　　　　　　　　　　　印所 在 地　：〒 |
| 連絡先 | 連絡者名　：住　　所　：〒電話・FAX ：(電話)　　　　　　(FAX)E-mail　　： |
| 小売事業者登録番号 |  |
| 事業者コード |  |
| 請求者の親会社の会社名【親会社が存在する場合】※１ | 会社名　：所在地　： |
| 持込電源※２の買取希望有無 | 買取希望あり　・　買取希望なし※希望する選択肢に〇を付けてください |
| 希望する受給方法【上記買取希望がある場合】 | * 貴社の発電バランシンググループ（ＢＧ）への加入
* ＢＧ間受渡
* 貴社の発電ＢＧへの加入およびＢＧ間受渡

※希望する選択肢に〇を付けてください |
| 送付請求書類 | （１）『2024年度ＢＧ加入卸電力販売に関する募集要綱（追加募集）』（２）『料金表』（ＢＧ加入卸電力販売に係る基本料金（1キロワットあたりの単価），電力量料金（受給電力量１キロワット時あたりの単価）および燃料費等調整の前提とする諸元）（３）『電力受給および需給運用サービス契約書（ＢＧ加入卸電力販売）』のひな形（４）『応募申込書』（５）『応募フォーマット』（６）『連帯保証書』のひな形以下，持込電源の買取希望がある場合（７）『電力受給および需給運用サービス契約書（ＢＧ加入電力購入サービス）』のひな形（８）『持込電源概要一覧表』（９）『2024年度\_発電計画および発電実績フォーマット』（10）『運用申合書』のひな形 |

※1　請求者が東京電力エナジーパートナー株式会社の定める与信基準を満たさない場合でも，請求者に親会社が存在するときは，請求者の与信審査に代えて当該親会社についての与信審査を受けることができます。当該親会社についての与信審査を希望する場合は記入してください。

※2　請求者の保有する供給力（自ら保有する発電設備からの発電電力のほか，他発電事業者等から契約等にもとづき調達を行う電源を含みます）を持込電源といいます。

別紙

秘密保持に関する誓約

当社は，東京電力エナジーパートナー株式会社が実施する2024年10月１日から2025年３月31日を受給期間とする小売電気事業者向けのＢＧ加入卸電力販売についての募集（以下，「本募集」という。）に関して，東京電力エナジーパートナー株式会社から開示および提供された情報および資料の秘密保持に関し，以下に定める事項を遵守することを誓約します。

１．本誓約における「秘密情報」とは，東京電力エナジーパートナー株式会社が本募集に関連して，文書，口頭，電磁的記録媒体その他開示の方法および媒体を問わず，当社に対して開示および提供する一切の情報をいうものとする。ただし，次の各号のいずれかに該当する情報は，秘密情報に該当しないものとする。

（１）開示および提供される時点で既に当社が保有していた情報

（２）秘密情報によることなく，当社が独自に開発した情報

（３）開示および提供時に公知の情報ならびに開示および提供後当社の帰責事由なくして公知となった情報

（４）当社が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

２．当社は，東京電力エナジーパートナー株式会社から開示された秘密情報を本募集以外の目的に使用しないものとする。

３．当社は，秘密情報を，善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし，事前に東京電力エナジーパートナー株式会社の文書による承諾を得ることなく，本募集のために秘密情報を知る必要のある当社役員および従業員以外の第三者に開示および提供しないものとする。

４．当社が前項により，東京電力エナジーパートナー株式会社の承諾を得たうえで，第三者へ秘密情報を開示する場合，開示先に対し，本誓約と同様の秘密保持誓約をさせ，東京電力エナジーパートナー株式会社に提示するものとする。

５．当社又は当社が秘密情報を開示した第三者が，本誓約のいずれかの事項に違反した場合，又は漏えい等の事故により東京電力エナジーパートナー株式会社に損害を与えた場合には，当社は，東京電力エナジーパートナー株式会社が被った損害の賠償をするものとする。

６．当社は，本募集が終了した場合，当該秘密情報を速やかに東京電力エナジーパートナー株式会社に返却または自らの責任で廃棄もしくは消却するものとする（秘密情報の複写・複製物も同様とする。）。また，東京電力エナジーパートナー株式会社からの書面による請求があった場合は，30日以内に返却または自らの責任で廃棄もしくは消却するものとする（秘密情報の複写・複製物も同様とする。）。

７．本誓約の義務は，ＢＧ加入卸電力販売募集関係資料請求書の提出終了後３年間存続することについて，同意する。

８．当社は，本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義が生じたときは，誠意をもって東京電力エナジーパートナー株式会社と協議し，円満解決に努めるものとする。

以　上